

# 中四国放射線医療技術 フォーラム規約

# 中四国放射線医療技術フォーラム規約

(Chugoku-Shikoku Forum for Radiological Technology : CSFRT)

平成23年1月15日 改定

## 第1章 総 則

第1条 この規約は公益社団法人日本放射線技術学会中国・四国部会理事会と日本放射線技師会・中四国放射線技師協議会役員会議の議決を経て設置された中四国放射線医療技術フォーラムの運営について定める。

第2条 この規約の適用範囲は中四国放射線医療技術フォーラムの運営の根幹をなす会員、役員、会議および会計などの必要事項について適用する。

## 第2章 会 員

第3条 フォーラムの会員は、日本放射線技術学会員および中四国9県の技師会員をもって組織する。

第4条 名誉会員等の権利については、それぞれの会則に基づいて履行する。

## 第3章 フォーラムの構成並びに役員

第5条 フォーラムの連絡会にはつぎの役員を置く。

1. 部会長 1名、協議会代表 1名
2. 連絡会委員 両会からそれぞれ若干名
3. 新旧の両会大会長 4名

第6条 フォーラムの運営にはつぎの役員を置く。

1. 大会長 2名(両会から1名ずつ)
2. 実行委員長 1名
3. 副実行委員長 1名
4. 実行委員 若干名

第7条 役員任期はつぎのとおりとする

1. 第5条の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 第6条の役員任期は1年とする。

## 第4章 会 議

第8条 連絡会は、原則として年1回開催する。

第9条 部会長もしくは協議会代表は必要に応じて臨時の連絡会を招集できる。

## 第5章 会 計

第10条 フォーラムの会計は公益法人会計基準に基づいて処理する。

## 第6章 規約の改訂

第11条 この規約を改定するには、連絡会議で諮ったのち、両会の理事会・役員会議議決により改訂することができる。